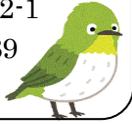


～消費生活についての情報をお届けします～

くらしのニュース あたる

No. 87 令和4年3月発行

小樽市生活環境部生活安全課
〒047-8660 小樽市花園 2-12-1
TEL : 0134-32-4111 内線 389
FAX : 0134-22-1345

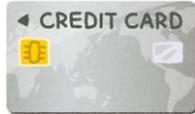


18歳で大人です ～消費者トラブルに注意！～

民法が改正され、4月1日から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。つまり、4月1日になると高校生であっても18歳と19歳の若者全員が成年となり、一人前の大人として扱われることとなります。18歳になれば、親の同意なしに携帯電話の契約やローンを組むといった、様々な契約ができるようになります。一方で契約の知識や経験が少ない若者が、消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

18歳から可能になること

- ◎携帯電話の契約
- ◎クレジットカードを作る
- ◎ローンを組む
- ◎アパートを借りる
- ◎女性が結婚する(年齢引き上げ)
- ◎10年有効のパスポートの取得
- ◎公認会計士や医師免許などの国家資格の取得
- ◎裁判員に選ばれる(令和5年からの予定)



など

これまで通り20歳から

- ×飲酒・喫煙
- ×競馬、競艇などの投票権を買う
- ×大型、中型自動車運転免許の取得
- ×養子を迎える
- ×国民年金の加入義務

など



トラブル事例

- 大学の先輩から、いい話があるとセミナーに誘われた。「暗号資産で投資をすると、月々10万円の配当があり、さらに人に紹介するとお金が入る」と説明を受けた。先輩に約50万円預けるよう言われ、「お金がない」と言ったら「学生ローンを組めばよい」とローン会社に連れて行かれお金を借りた。結局、合計150万円投資したが全く配当は入らず、投資したお金は3万円ほどになってしまった。説明と違うので返金してほしい。

チェックポイント

- ✓ 大学の先輩や高校時代の友達に勧誘され、人間関係を優先してしまいがちですが、必要のない契約はきっぱり断りましょう。
- ✓ うまい話はありません！安易に信じないようにしましょう。
- ✓ 儲け話のために借金をしてまで契約をするのはやめましょう。



～困った時は、一人で悩まず家族や小樽・北しりべし消費者センターに相談しましょう！～

専用電話 ☎0134-23-7851



毎月生活必需品小売価格調査（令和4年3月調査分）



◆ 食料品（100g当たり、税込み価格）

品目	平均価格（円）	品目	平均価格（円）
ほうれん草	90.73	豚肉	210.48
キャベツ	22.43	国産牛肉	767.14
はくさい	19.81	輸入牛肉	278.13
パレイショ	39.11	鶏肉	115.39
玉ねぎ	32.61	卵（10個入り）	183.02
長ねぎ	73.13	まぐろ	421.01
大根	16.76	ホッケ開き	124.51
にんじん	35.55	牛乳（1ℓ）	210.64
きゅうり	63.76	しょうゆ（1ℓ）	301.88
トマト	76.20	みそ（750g）	261.35
ななつぼし（10kg）	3,486.40	サラダ油（1kg）	340.00

◆ 燃料（税込み価格、▲はマイナス値）

品目	平均価格（円）	最安値（円）	最高値（円）	対前月比（%）	対前年比（%）
灯油（1ℓ）	115.92	104.80	137.00	2.39	31.97
レギュラーガソリン（1ℓ）	175.46	168.80	177.00	3.18	18.33
プロパンガス（5㎡）	6,326.86	5,076.00	7,590.00	0.14	3.20

◇ 調査日：毎月5日

◇ 調査品目：食料品22品目、燃料3品目

◇ 調査店数：57店（食料品:15店、燃料:42店）

◇ 調査結果は小樽市ホームページでも公開しています。

※ 休業日等により、調査日の前後日に調査を行う場合があります。

小樽・北しりべし消費者センターからのご案内

消費生活相談・多重債務特別相談



相談は窓口・電話で可能です！

◎消費生活相談・・・商品やサービスの契約トラブルの相談を受け、解決に向け助言やあっせん等を行っています。

◎多重債務特別相談・・・消費者金融・クレジットなどの多重債務でお悩みの方に、債務整理方法の助言や弁護士などへの紹介、取り次ぎを行います。

■電話 0134-23-7851

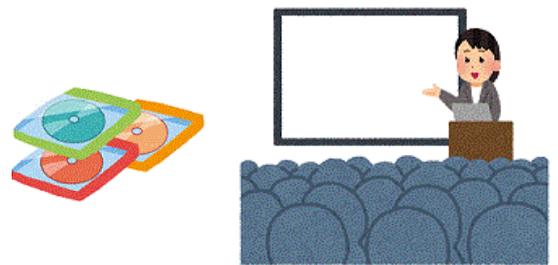
■相談場所 市役所別館5階（花園2丁目12番1号）

■相談受付（祝日・年末年始休み）

◎消費生活：月～金 9:00～17:00

◎多重債務：毎週木曜 9:00～17:00

移動消費者教室



消費者被害防止と消費生活知識普及のため、町内会や学校など各種団体からの依頼に応じ、学習会・研修会へ消費生活相談員を派遣し出前講座を実施しています。また、啓発用DVDの貸出も行っています。

■電話 0134-31-3862

■FAX 0134-23-7978

■講座・DVD 貸出についての詳細は小樽市のホームページまたは直接お問い合わせください。